

○ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（抄）（平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>用されるため、第 3 の一の 3 の（1）から（9）まで、（11）、（14）及び <u>(20)</u> から <u>(22)</u> まで、<u>(24)</u> から <u>(28)</u> まで（<u>(20)</u> の②なお書きを除く。）を参照されたい。この場合において、居宅基準第 31 条中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えられることに留意するものとする。</p> <p>4 基準該当訪問入浴介護に関する基準</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（4） 運営に関する基準</p> <p>居宅基準第 58 条の規定により、居宅基準第 8 条から第 14 条まで、第 16 条から第 19 条まで、第 21 条、第 26 条、第 30 条から <u>第 34 条まで</u>、第 35 条、第 36 条（第 5 項及び第 6 項を除く。）、第 36 条の 2 から第 38 条まで及び第 44 条並びに第 4 節（第 48 条第 1 項及び第 54 条を除く。）の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用されるものであるため、第 3 の一の 3 の（1）から（5）まで、（7）から（9）まで、（11）、（14）及び <u>(20)</u> から <u>(22)</u> まで、<u>(24)</u> から <u>(28)</u> まで（<u>(20)</u> の②なお書きを除く。）並びに第 3 の二の 3 を参照されたい。この場合において、準用される居宅基準第 48 条第 2 項の規定は、基準該当訪問入浴介護事業者が利用者から受領する利用料について、当該サービスが結果的に保険給付の対象となる場合もならない場合も、特例居宅介護サービス費を算定するための基準となる費用の額（100 分の 90 又は 100 分の 80 を乗ずる前の額）との間に不合理な差額が生じることを禁ずることにより、結果的に保険給付の対象となるサービスの利用料と、保険給付の対象とならないサービスの利用料との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けることを禁止する趣旨である。なお、当該事業所による訪問入浴介護が複数の市町村において基準該当訪問入浴介護と認められる場合には、利用者の住所地によって利用料が異なることは認められないものである。</p> <p>三 訪問看護</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（4） 主治医との関係（居宅基準第 69 条）</p> <p>①～③ （略）</p> <p>④ <u>指定訪問看護事業所が主治医に提出する訪問看護計画書及び訪問看護報告書については、書面又は電子的な方法により主治医に提出できるものとする。ただし、電子的方法によって、個々の利用者の訪問看護に関する訪問看護計画書及び訪問看護報告書を主治医に提出する場合は、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守し、安全な通信環境を確保するとともに、書面における署名又は記名・押印に代わり、厚生労働省の定める準拠性監査基準を満たす保健医療福祉分野の公開鍵基盤（HPKI:Healthcare Public Key Infrastructure）による電子署名を施すこと。</u></p>	<p>3 の（1）から（9）まで、（11）、（14）及び <u>(19)</u> から <u>(26)</u> まで（<u>(19)</u> の②なお書きを除く。）を参照されたい。この場合において、居宅基準第 31 条中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えられることに留意するものとする。</p> <p>4 基準該当訪問入浴介護に関する基準</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（4） 運営に関する基準</p> <p>居宅基準第 58 条の規定により、居宅基準第 8 条から第 14 条まで、第 16 条から第 19 条まで、第 21 条、第 26 条、第 30 条から第 35 条まで、第 36 条（第 5 項及び第 6 項を除く。）、第 36 条の 2 から第 38 条まで及び第 44 条並びに第 4 節（第 48 条第 1 項及び第 54 条を除く。）の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用されるものであるため、第 3 の一の 3 の（1）から（5）まで、（7）から（9）まで、（11）、（14）及び <u>(19)</u> から <u>(26)</u> まで（<u>(19)</u> の②なお書きを除く。）並びに第 3 の二の 3 を参照されたい。この場合において、準用される居宅基準第 48 条第 2 項の規定は、基準該当訪問入浴介護事業者が利用者から受領する利用料に条の 26、第 3 条の 32 から第 3 条の 36 まで、第 3 条の 38、第 3 条の 39、第 28 条、第 32 条、第 33 条、第 34 条第 1 項から第 4 項まで及び第 80 条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業に準用されるものであるため、第 3 の一の 4 の（4）、（5）、（13）、（17）及び（23）から（25）ならないサービスの利用料との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けることを禁止する趣旨である。なお、当該事業所による訪問入浴介護が複数の市町村において基準該当訪問入浴介護と認められる場合には、利用者の住所地によって利用料が異なることは認められないものである。</p> <p>三 訪問看護</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（4） 主治医との関係（居宅基準第 69 条）</p> <p>①～③ （略）</p> <p>（新設）</p>

○ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（抄）（平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

傍線の部分は改正部分

新	旧
<p>⑤・⑥ （略）</p> <p>(5) 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成</p> <p>① （略）</p> <p>② 看護師等は、訪問看護計画書には、利用者の希望及び心身の状況、主治医の指示等を踏まえて、看護目標、具体的サービス内容等を記載する。なお、既に居宅サービス計画等が作成されている場合には、当該計画に沿って訪問看護の計画を立案する。</p> <p>③・④ （略）</p> <p>⑤ 訪問看護計画書は、利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、看護師等は、訪問看護計画書の作成に当たっては、その内容及び理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士による指定訪問看護については、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させるものであること等を説明した上で利用者の同意を得なければならない。また、当該訪問看護計画書を利用者に交付しなければならない。</p> <p>なお、交付した訪問看護計画書は、居宅基準第 73 条の 2 第 2 項の規定に基づき、2 年間保存しなければならない。</p> <p>⑥・⑦ （略）</p> <p>⑧ <u>理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定訪問看護を提供している利用者については、訪問看護計画書及び訪問看護報告書は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が提供する内容についても、一体的に含むものとし、看護職員（准看護師を除く。）と理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が連携し作成すること。</u></p> <p>⑨～⑪ （略）</p> <p>(6) （略）</p> <p>(7) 準用</p> <p>居宅基準第 74 条の規定により、居宅基準第 8 条、第 9 条、第 11 条から第 13 条まで、第 15 条から第 19 条まで、21 条、第 26 条、第 30 条から第 34 条まで及び第 35 条から第 38 条及び第 52 条までの規定は、指定訪問看護の事業について準用されるため、第 3 の一の 3 の (1)、(2)、(4) から (9) まで、(11)、(14)、<u>(20) から (22) まで及び (24) から (28) まで並びに第 3 の二の 3 の (4) を参照されたい。</u>この場合において、次の点に留意するものとする。</p> <p>①・② （略）</p> <p>四 訪問リハビリテーション</p> <p>1 人員に関する基準（居宅基準第 76 条）</p> <p>① 医師</p> <p>イ <u>専任の常勤医師が 1 人以上勤務していること。</u></p> <p>ロ <u>指定訪問リハビリテーションを行う介護老人保健施設又は介護医療院であって、病院又</u></p>	<p>④・⑤ （略）</p> <p>(5) 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成</p> <p>① （略）</p> <p>② 看護師等は、訪問看護計画書には、利用者の希望、主治医の指示及び看護目標、具体的なサービス内容等を記載する。なお、既に居宅サービス計画等が作成されている場合には、当該計画に沿って訪問看護の計画を立案する。</p> <p>③・④</p> <p>⑤ 訪問看護計画書は、利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、看護師等は、訪問看護計画書の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならない。また、当該訪問看護計画書を利用者に交付しなければならない。</p> <p>なお、交付した訪問看護計画書は、居宅基準第 73 条の 2 第 2 項の規定に基づき、2 年間保存しなければならない。</p> <p>⑥・⑦ （略）</p> <p>（新設）</p> <p>⑧～⑩ （略）</p> <p>(6) （略）</p> <p>(7) 準用</p> <p>居宅基準第 74 条の規定により、居宅基準第 8 条、第 9 条、第 11 条から第 13 条まで、第 15 条から第 19 条まで、21 条、第 26 条、第 30 条から第 38 条及び第 52 条までの規定は、指定訪問看護の事業について準用されるため、第 3 の一の 3 の (1)、(2)、(4) から (9) まで、(11)、(14) <u>及び (19) から (26) まで並びに第 3 の二の 3 の (4) を参照されたい。</u>この場合において、次の点に留意するものとする。</p> <p>①・② （略）</p> <p>四 訪問リハビリテーション</p> <p>1 人員に関する基準（居宅基準第 76 条）</p> <p>指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、指定訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を適当数置かなければならない。</p>